

改正 平成23年8月19日規則第54号 平成26年9月30日規則第68号
平成27年3月31日規則第42号 平成29年3月3日規則第10号
平成31年2月1日規則第3号 令和3年3月31日規則第34号

北海道医師養成確保修学資金等貸付条例施行規則をここに公布する。

北海道医師養成確保修学資金貸付条例施行規則
題名改正〔平成29年規則10号〕

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道医師養成確保修学資金貸付条例（平成20年北海道条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成29年規則10号〕

（指定公的医療機関等）

第2条 指定公的医療機関等（条例第2条に規定する指定公的医療機関等をいう。第9条及び第15条第1項第8号において同じ。）は、札幌市及び旭川市以外の市町村の区域に所在する医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関その他の医療機関のうちから同法第30条の23第1項の協議を経て知事が指定するものとする。

一部改正〔平成23年規則54号・26年68号・27年42号・29年10号〕

（貸付けの申請）

第3条 条例第4条第1項の規定による申請は、別記第1号様式の北海道医師養成確保修学資金貸付申請書を知事に提出してしなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 誓約書（別記第2号様式）
- (2) 戸籍抄本又はこれに代わる書面
- (3) 在学する大学の在学証明書
- (4) その他知事が必要と認める書類

一部改正〔平成29年規則10号〕

（借用証書の提出）

第4条 条例第4条第2項の規定による貸付けの決定の通知を受けた者は、別記第3号様式の北海道医師養成確保修学資金借用証書を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する借用証書の作成に要する費用は、当該通知を受けた者が負担しなければならない。

一部改正〔平成29年規則10号〕

（修学資金の交付）

第5条 修学資金（条例第2条に規定する修学資金をいう。以下同じ。）は、次項及び第3項に規定するものを除き、毎月21日までに当月分を交付するものとする。ただし、条例第4条第2項の規定による貸付けの決定を受けた者に最初に交付する修学資金（月額のものに限る。）は、当該貸付けの決定後、速やかに、交付するものとする。

2 修学資金（入学金に相当する額に限る。）は、前項ただし書に規定する修学資金の交付と同時に全額を交付するものとする。

3 修学資金（授業料に相当する額に限る。）は、知事が別に定める場合を除き、毎年4月21日までに当該年の前期分の授業料に相当する額を、毎年10月21日までに当該年の後期分の授業料に相当する額を交付するものとする。ただし、条例第4条第2項の規定による貸付けの決定を受けた者に最初に交付する修学資金（授業料に相当する額に限る。）は、第1項ただし書に規定する修学資金の交付と同時に交付するものとする。

一部改正〔平成27年規則42号・29年10号〕

（連帯保証人の変更の届出）

第6条 条例第5条第3項の規定による連帯保証人の変更の届出は、別記第4号様式の連帯保証人変更届出書により行わなければならない。

(貸付期間の延長)

第7条 条例第6条第4項の規定による貸付期間の延長を求めようとする者は、別記第5号様式の北海道医師養成確保修学資金貸付期間延長申請書にその理由を証明する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請書を受理したときは、貸付期間の延長の可否を決定し、その旨を当該申請者に対し通知するものとする。

一部改正〔平成29年規則10号〕

(合格期限の延長)

第7条の2 条例第7条第1項第1号に規定する疾病その他やむを得ない理由がある場合の医師国家試験に係る合格の期限の延長を求めようとする者は、別記第5号様式の2の医師国家試験合格期限延長申請書にその理由を証明する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 前条第2項の規定は、医師国家試験に係る合格の期限の延長の決定の場合について準用する。

追加〔平成31年規則3号〕

(返還の債務の免除の通知)

第8条 知事は、条例第7条第1項の規定により返還の債務の免除を行ったときは、修学資金の貸付けを受けた者（当該貸付けを受けた者が死亡した場合にあっては、その連帯保証人又は遺族）にその旨を通知するものとする。

一部改正〔平成29年規則10号〕

(道内医療機関勤務期間の計算)

第9条 条例第7条第1項に規定する道内医療機関勤務期間を計算する場合においては、指定公的医療機関等その他の道内の医療機関（以下この条及び第15条において「道内医療機関」という。）の医師として勤務した日の属する月から道内医療機関の医師たる職員でなくなった日の属する月までの月数を算入するものとする。ただし、道内医療機関の医師たる職員でなくなった月において再び道内医療機関の医師として勤務したときは、その月を1月として算入するものとする。

追加〔平成29年規則10号〕

(勤務の中断の承認)

第10条 条例第7条第2項の規定により承認を受けようとする者は、別記第6号様式の道内医療機関勤務中断承認申請書にその理由を証明する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 第7条第2項の規定は、条例第7条第2項の承認の決定の場合について準用する。

一部改正〔平成29年規則10号〕

(違約金の徴収の方法)

第11条 条例第9条第1項の規定による違約金の徴収は、修学資金の返還を受ける際、同項の規定により計算した額を徴収する方法によるものとする。

一部改正〔平成29年規則10号〕

(違約金等の減免)

第12条 条例第9条第3項の規定により違約金又は遅延利息の全部又は一部の免除を受けようとする者は、別記第7号様式の北海道医師養成確保修学資金返還金等減免申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 第7条第2項の規定は、違約金又は遅延利息の減免の決定の場合について準用する。

一部改正〔平成29年規則10号〕

(返還の猶予)

第13条 条例第10条の規定により返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、別記第8号様式の北海道医師養成確保修学資金返還猶予申請書に同条各号に掲げる事由を証明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第7条第2項の規定は、返還の債務の履行の猶予の決定の場合について準用する。

一部改正〔平成29年規則10号〕

(返還の債務の減免)

第14条 条例第11条の規定により修学資金の返還の債務の全部又は一部の免除を受けようとする者は、

別記第7号様式の北海道医師養成確保修学資金返還金等減免申請書に同条各号に掲げる事由を証明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第7条第2項の規定は、返還の債務の減免の決定の場合について準用する。

一部改正〔平成29年規則10号〕

(貸付けを受けた者の届出義務)

第15条 修学資金の貸付けを受けた者は、貸付けを受けた修学資金の返還の債務を免除されるまでの間又は返還を終了するまでの間に、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、その旨を当該各号に定める届出書により知事に届け出なければならない。

(1) 住所、氏名、電話番号又は電子メールアドレスを変更したとき 住所等変更届出書(別記第9号様式)

(2) 卒業し、又は退学したとき 卒業(退学)届出書(別記第10号様式)

(3) 休学し、若しくは停学の処分を受け、又は留年をしたとき 休学(停学、留年)届出書(別記第11号様式)

(4) 復学したとき 復学届出書(別記第12号様式)

(5) 修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき 北海道医師養成確保修学資金貸付辞退届出書(別記第13号様式)

(6) 条例第7条第1項第1号に規定する臨床研修(次号において「臨床研修」という。)を開始し、又は修了したとき 臨床研修開始(修了)届出書(別記第14号様式)

(7) 臨床研修を中止し、若しくは休止したとき(第10条第1項の規定により申請するときを除く。)、又は臨床研修に復帰したとき 臨床研修中止(休止、復帰)届出書(別記第15号様式)

(8) 別の道内医療機関に異動したとき(指定公的医療機関等に勤務する義務のある期間において異動したときを除く。) 道内医療機関勤務届出書(別記第16号様式)

(9) 条例第7条第1項の規定による債務の免除を受ける見込みがなくなったとき 北海道医師養成確保修学資金貸付決定取消届出書(別記第17号様式)

2 前項(第5号及び第6号に係る部分を除く。)の規定による届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

3 修学資金の貸付けを受けた者は、道内医療機関に勤務した場合には、当該貸付けを受けた修学資金の返還の債務を免除され、又は返還を終了するまでの間、毎年4月15日までに、前年度の勤務状況等を別記第18号様式の勤務状況等届出書により知事に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

一部改正〔平成29年規則10号・令和3年34号〕

(連帯保証人の届出義務)

第16条 連帯保証人は、住所、氏名、電話番号又は職業の変更をしたときは、別記第19号様式の連帯保証人住所等変更届出書により、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

一部改正〔平成29年規則10号・令和3年34号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(北海道医学及び歯学修学資金貸付条例施行規則の廃止)

2 北海道医学及び歯学修学資金貸付条例施行規則(昭和45年北海道規則第38号)は、廃止する。

附 則(平成23年8月19日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年9月30日規則第68号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第42号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月3日規則第10号)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 北海道医師養成確保修学資金等貸付条例の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第100号）附則第2項の規定によりこの規則による改正前の北海道医師養成確保修学資金等貸付条例施行規則第15条から第17条までの規定の例により届け出る義務（以下「届出義務」という。）がある者が同条例附則第3項の申出をした場合においても、当該申出前に生じた届出義務に係る届出については、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第34号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

別記第1号様式

（第3条関係）

全部改正〔平成29年規則10号〕

別記第2号様式

（第3条関係）

一部改正〔平成29年規則10号〕

別記第3号様式

（第4条関係）

一部改正〔平成29年規則10号〕

別記第4号様式

（第6条関係）

一部改正〔平成29年規則10号・令和3年34号〕

別記第5号様式

（第7条関係）

一部改正〔平成29年規則10号〕

別記第5号様式の2

（第7条の2関係）

追加〔平成31年規則3号〕

別記第6号様式

（第10条関係）

一部改正〔平成29年規則10号〕

別記第7号様式

（第12条、第14条関係）

一部改正〔平成29年規則10号〕

別記第8号様式

（第13条関係）

一部改正〔平成29年規則10号〕

別記第9号様式

（第15条関係）

一部改正〔平成29年規則10号〕

別記第10号様式

（第15条関係）

一部改正〔平成29年規則10号〕

別記第11号様式

（第15条関係）

一部改正〔平成29年規則10号〕

別記第12号様式

(第15条関係)

別記第13号様式

(第15条関係)

全部改正〔平成29年規則10号〕

別記第14号様式

(第15条関係)

一部改正〔平成29年規則10号〕

別記第15号様式

(第15条関係)

全部改正〔平成29年規則10号〕

別記第16号様式

(第15条関係)

全部改正〔平成29年規則10号〕

別記第17号様式

(第15条関係)

全部改正〔平成29年規則10号〕

別記第18号様式

(第15条関係)

全部改正〔平成29年規則10号〕

別記第19号様式

(第16条関係)

一部改正〔平成29年規則10号〕